

認定事例

民間人が隣家火災で応急消火協力中に 心臓疾患（死亡）を発症した事案（補償の対象）

（災害補償課）

1 被災団員氏名等

災害を受けた者：A県B市
民間人（男性・69歳）
職業：無職
事故発生日時：平成19年2月11日（日）
午後8時30分頃
傷病名：心室細動（死亡）

2 事故発生状況

7：00 起床。
10：00 地元老人会の新年会に参加するため、自宅を出発。近くの集合場所からバスに乗り市内保養施設に行き食事会に参加する。
15：30 食事会場からバスで帰宅する。
16：00 1時間の昼寝をする。
18：00 夕食をとり、その後は居間でテレビをみる。
20：30 風呂に入るため台所に移動し、タバコを一服するため火を点けたところ、近所の住民が玄関のチャイムを鳴らして火事の発生を知らせ、助けを求めてきた。

火災を覚知した本人は、自宅離れの小屋から消火器2本を持ち出し、息子と消火器を1本ずつ持ち、火災現場宅へ急行した。

玄関から建物内部へ進入し消火器による消火活動を行うが、しばらくして屋外へ避難する。

消火活動を続けていた息子が屋外に避難してきた際、「まだ消えていない。」と聞くと、再び消火器を持って建物内に進入しようと玄関の戸を開けたところ、熱風と煙が勢よく噴出してきた。

本人は、その場で倒れこみ、近くにいた妻に抱きかかえられ、息子が人工呼吸を行う。

現場到着した消防隊員が処置を引き継ぐ。

心肺停止状態であったためCPRを実施、高濃度酸素を投与する。

救急隊到着。CPRを引き継ぎ、救急車内へ運び、医療機関に搬送する。

22：25 医療機関で死亡が確認される。

【説明】

本件は、災害発生状況から民間人が隣家火災で消防法第25条第2項に規定されている応急消火協力活動中に心臓疾患を発症し死亡した事案であり、消火活動と発症との間に相当因果関係が認められるか否かが問題となり、同疾患の発症機序、発症に係る消火活動の関連性（影響）をもとに、消火活動と疾病発症との間の相当因果関係について検討したところ、

本人の消火活動中の状況（行動内容・現場状況）ですが、その内容は、夕食後自宅で火災を覚知し、消火活動を行うため自宅離れの小屋から消火器2本（1本6kg）を持ち出し、息子と

消火器を1本ずつ持ち、火災現場宅へ急行、玄関から建物内部へ進入し、しばらくして屋外へ避難するが、再び消火器を持って玄関から建物内に進入しようとしたところ、熱風と煙が勢いよく噴出してきて、その場に倒れたものですが、当時の建物内部の状況は、一緒に進入した息子の証言によると「台所、廊下とも腰高位まで煙が充満し、台所レンジ付近が炎で明るかったこと、また、息苦しく居続けることができない状態」にありました。

次に心臓疾患（心室細動）の発症機序については、医学的知見に基づくと、胸痛などの前駆症状がなく、現場で倒れてから、一度も意識を回復しないまま死亡している状況からみて、急性冠症候群（不安定狭心症）の状態を経ず心室性（致死的）不整脈による心室細動を起こし、心臓が痙攣状態となり、血液が循環しなくなったことから死亡に至ったものと考えられます。

また、この発症機序と消火行為との関連性については、火災建物内という異常な環境（火炎、煙の発生、熱風、緊急性（消火に当たったの焦り））での緊張、興奮、驚愕等による強度の精神的ストレスや、気温5度という低気温環境が心臓に負荷をかけ致死性不整脈に至らせたものと考えられ、消火行為が致死的な不整脈・心室細動（死亡）発症の有力原因となっていると考えられます。

以上から本件疾患の発症については、活動環境における異常状況（煙、熱風、消火に当たったの焦り）での精神的ストレス（緊張、興奮など）が有力原因となり致死的な不整脈・心室細動（死亡）に至ったものであり、本人の協力的行為と発症との間の相当因果関係が認められることから、消防法第36条の3第1項の損害補償の対象になるものと判断されました。